

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

止めよう! 変形労働制 122

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.122

全北海道教職員組合

2020.2.1

変形労働制規則等について、道教委教育長と交渉②

4月から導入しなければならないものではなく、道教委として制度活用は強制しない

●道教委の通知に対して「付度」が働く、道教委と市町村教委、各学校の関係

道教組は、道教委に対し、感染症対応も含めて学校の勤務が大変になっている状況下で導入を急ぐべきではないと、少なくとも先送りすることを求め続けて来ました。しかし、道教委は「必ずしも4月から導入しなければならないものではない」として、先送りを拒否し続けました。

道教委は「導入しなければならないものではない」と言いますが、これまでも、道教委が「強制ではない」としてきた様々な通知が、現場には「必ずやらなければならない」ものであるとの付度が働いてきた、道教委と市町村教委、各学校の関係があります。

●強制しないこと、「誤解」「付度」が生じないよう周知徹底することを求める

「導入しなければならないものではない」と言うのであれば、市町村教委や学校に誤解や付度が生じないよう、通知等で明確に示し、周知徹底する必要があります。

28日の教育長交渉では、①道教委として活用を強制しないこと、②「活用しなければならない」との誤解が生じないよう周知徹底することについて、確認しました。

《道教委の回答》

- ①本制度は、各市町村教育委員会や学校の判断により選択的に活用できるものであり、一律に適用されるものではなく、道教委として、導入を強制するものではない。
- ②本制度は、各市町村教育委員会及び学校において、令和3年4月から活用しなければならないものではなく、公務の運営上の事情や職員の在校等時間の状況など学校の状況等を踏まえて、それぞれで判断いただくものであり、
また、本制度の活用にあたっては、校長が教育職員と対話を行い個々の事情をよく酌み取ることや、円滑な学校運営を図る観点から、校内全体で共通理解を図ることは重要なことであると考えております。

●道教委として、市町村教委や学校に「強制しない」ことを明言

道教委は「強制するものではない」と明確に回答しました。また、各学校での活用の際には、「校長が教育職員と対話」すること、「校内全体での共通理解を図ることは重要」と回答しており、市町村教委や学校で、道教委の通知を理由として一方的に導入することはできません。

この交渉結果は、規則等とともに市町村教委や学校にも通知されることも確認しました。